

## 精華町コミュニティーホール指定管理者公募に関する質問及び回答

	質問項目	質問内容	回答
1	管理施設の大規模な修繕業務について	ホール内床面及びトイレ・空調機の経年劣化による老朽化が目立ちます。また、蛍光灯が生産中止にあたり器具のLED化等の必要性があると思われませんが、大規模な修繕業務の予定・計画の有無について、ご教示ください。	ホール内床面及びトイレ・空調機の経年劣化による老朽化については、大規模修繕の予定・計画はありません。蛍光灯の生産中止に対する対応については、予算要望等も含めて検討予定です。
2	精華町コミュニティーホールの指定管理者の募集に関する要項 第2指定管理者が行う業務1(4)利用料金の徴収	管理期間中に利用料金の改定は可能でしょうか。また、改定の予定はございますか。	利用料金については、精華町コミュニティーホールの設置及び管理に関する条例(以下、「設置条例」という。)第11条第2項において「利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。」と定めているところですが、現在、設置条例第11条に規定する額の上限値であるため、増額改定はできません。また、設置条例第11条に規定する額の改定予定は現時点ではございません。
3	精華町コミュニティーホールの指定管理者の募集に関する要項 第4管理運営に係る基本的な考え方 6 責任分担	第4 管理運営に係る基本的な考え方 6 責任分担記載物価変動大きな影響のある物価変動(人件費等)が協議事項と記載有。協議事項となり得る具体的な指針があればご教示ください。	協議事項となり得る具体的な指針について、特段の定めはありませんが、指定管理者の求めに応じて協議を行い、急激な物価高騰等の社会情勢を考慮し、対応を検討するものです。

回答日：令和7年8月25日